

小規模多機能型施設 SHIGERU・HOUSE

(シゲルハウス)

重要事項説明書

当施設は、介護保険の指定を受けています。

(沖縄県介護保険広域連合指定 第 4791400015 号)

当事業所は、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービスおよび介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業所

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人乙羽会 |
| (2) 法人所在地 | 沖縄県那覇市国場 326 番地 |
| (3) 電話番号 | 0980-51-9301 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 我喜屋 宗重 |
| (5) 設立年月日 | 1987年3月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
2008年12月22日指定 沖縄県介護保険広域連合
指定番号 4791400015 |
|------------|--|

(2) 事業の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的とし、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型施設 SHIGERU・HOUSE
(シゲルハウス) |
|------------|-------------------------------------|

- | | |
|-------------|------------------------|
| (4) 事業所の所在地 | 沖縄県国頭郡今帰仁村字天底 334-1 番地 |
|-------------|------------------------|

(5) 電話番号 0980-56-3915

(6) 管理者氏名 石川 洋介

(7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

(8) 開設年月日 2007年12月22日

(9) 登録定員 29名 (通いサービス定員18名・宿泊サービス定員9名)

(10) 居室等の概要 当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	部屋数	備考
個室 (相部屋兼ねる)	6室 (内3室)	一般部屋5室 バストイレ付1室
ホール兼居間兼食堂	1室	
浴室	1室 (その他個室に1室あり)	
消防設備	(消火器・火災受信機・通報装置)	
トイレ	2室	

*上記は、厚生労働省が定める基準により小規模多機能型介護に必置が義務付けられる施設・設備です。

3. 事業実施

(1) 通常の事業の実施地域 今帰仁村

上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9時30分～17時30分
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	17時30分～8時30分

*受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス及び指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

〈主な職員の配置の状況〉 *職員の配置については、指定基準を遵守します。

従業者の種類	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1.管理者	1	1	0.5		事業内容の調整

2.介護支援専門員	0	1	0.5		サービスの調整・相談業務
3.介護職員	7	5	9		日常生活の介護・相談業務
4.看護職員	1	0	1		健康チェック等の医務業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の給付の対象とならないサービス）

(1) 介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7～9割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1～3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者との協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

施設のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱衣、身体の清拭、洗髪、洗体の介助を行います。
- ・ 入浴の利用は任意です。

③ 排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を予防に努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

①利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活の世話や機能訓練を提供します。

②訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

③訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ・ 医療行為
- ・ 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ・ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ・ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します

(3) サービス利用料金

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヵ月単位の包括費用の額
利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。

下記利用料金によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は、利用者の要介護に応じて異なります）

① 同一建物以外

介護度	サービス料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要支援1	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円
要介護度1	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護度2	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護度3	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護度4	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護度5	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

② 小規模短期利用

介護度	サービス料金	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要支援1	42,400円	4,240円	8,480円	12,720円
要支援2	53,100円	5,310円	10,620円	15,930円
要介護度1	57,200円	5,720円	11,440円	17,160円
要介護度2	64,000円	6,400円	12,800円	19,200円
要介護度3	70,900円	7,090円	14,180円	21,270円
要介護度4	77,700円	7,770円	15,540円	23,310円
要介護度5	84,300円	8,430円	16,860円	25,290円

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合であっても、日割りでの割引または増加はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合は「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当該事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者に提供する食事および宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

① 初期加算 （1日当たり30円）

事業所に登録してから起算して30日以内の期間については、初期加算費として自己負担額が必要となります。

② 看護職員配置加算 I ★（1ヵ月当たり900円）

正看護師の常勤1名の配置体制

③ サービス提供体制強化加算 I （1ヵ月当たり750円：短期120円）

利用者の情報の伝達や介護者の技術向上のため介護や研修計画が予定実施されており、また従事者である者の総数に占める介護福祉士の総数割合が70%以上であること

④ サービス提供体制強化加算 II （1ヵ月当たり640円：短期120円）

利用者の情報の伝達や介護者の技術向上のため介護や研修計画が予定実施されており、また従事者である者の総数に占める介護福祉士の総数割合が50%以上であること

⑤ サービス提供体制強化加算Ⅲ (1ヵ月当たり350円：短期120円)

利用者の情報の伝達や介護者の技術向上のため介護や研修計画が予定実施されていること

⑥ 訪問体制強化加算★ (1月当たり1,000円)

訪問サービスを担当する常勤の従事者を2名以上配置し、延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること

⑦ 生産性向上推進体制加算Ⅱ (1ヵ月当たり10円：短期10円)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっていること

⑧ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ (1月当たり1,200円)

・個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多種協働により随時適切に見直しを行うこと

・利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民との交流への参加の機会が確保されていること

・日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応体制を整えていること

・必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマル含む)が包括的に提供されるような居宅サービスを計画していること。

・地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施

⑨ 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ (1ヵ月当たり800円)

・サービス計画にて、利用者の心身の状況や家族環境の変化を踏まえ、介護職看護職員等の多種協働により随時適切に見直しを行うこと

・利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民との交流への参加の機会が確保されている事

⑩ 認知症加算Ⅰ★ (1ヵ月当たり920円)

認知症介護実践リーダー研修等修了者、又は認知症介護指導者研修修了者が、従事者に対して認知症ケアに対して技術的な指導を行えるよう定期的な会議を行うことや、介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施。

⑪ 認知症加算Ⅱ★ (1ヵ月当たり890円)

認知症介護実践リーダー研修等終了者を認知症高齢者自立度Ⅲ以上の方に対して専門的なケアを実施するため、従事者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合。

⑫ 認知症加算Ⅲ★ (1ヵ月当たり760円)

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。

⑬ 認知症加算Ⅳ★ (1ヵ月当たり460円)

要介護状態区分が要介護2である方であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ

以上の方に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。

(★については、介護予防小規模多機能型居宅介護では算定はできません)

⑭介護職員等処遇改善加算Ⅰ（総単位数×14.9%）※令和6年6月施行

介護職員の確保に向け増大する介護ニーズへの対応に向けた質の高いサービスと介護職員の安定的な確保の取り組みとして現行の下記各区分の要件および加算率を組みあわせし一本化

※令和6年4月から5月まで

- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員の確保に向け 増大する介護ニーズへの対応に向け介護職員の安定的な確保の取り組み（10.2%）
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ サービス提供加算Ⅰ又はⅡを算定しており、経験・技能のある職員に重点化を図る（1.5%）
- ・小規模多機能型ベースアップ等支援加算 コロナの克服と介護人材確保に向けた経済対策（1.7%）

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 420円 昼食 550円 夕食 550円

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

一泊 一般部屋 1,050円 ユニット部屋（バストイレ付）1,250円

ウ おやつ代 60円（一日）

エ おむつ代 利用した分の実費

6 利用者や家族等から受けるハラスメント対策・防止について

当事業所職員が安心して働き続けられるハラスメントのない労働環境を確保する為、また利用者や家族等との信頼関係を築き、円滑なサービスが継続して受けられるように構築します。

(1)介護現場におけるハラスメント対策マニュアルを整備し、利用者や家族に事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発を行います。

(2)介護事業者が、介護現場における相談や実態(苦情を含む。)を把握し、適切な措置を講じ再発防止のため組織サポート体制の整備を行います

7 業務継続に向けた取り組みについて

(1)業務継続計画の策定

(2)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要な介護サービスを継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定

(3)研修の実施

研修は定期的に年2回以上行い、新採用時にも行うこと。内容は感染症及び災害に係る業務継続計画の内容を職員間で共有し、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行う

(4)訓練の実施

訓練(シュミレーション)においては、発生した場合において迅速に行動ができるよう業務継続計画に基づき、役割分担の確認ケアの演習等を定期的に年2回以上実施

8 高齢者虐待防止の推進について

(1)利用者の人権の擁護、虐待防止等をより推進し虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる

(2)虐待防止対策委員会の設置

対策検討委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(3)虐待防止のための指針を整備すること

(4)従事者に対し、高齢者虐待防止に向けた取り組み例を収集し、周知を図り虐待防止の研修や、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、相談窓口について利用者家族職員等も利用できことを明確化

(5)上記措置を適切に実施するため担当者を置くこと

9 身体拘束等の適正化の推進

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、原則禁止とする

(1)身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況な並びに緊急やむを得ない利用を記録する

(2)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ること

(3)身体拘束等の適正化の為の指針を整備すること

(4)従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

8 サービス提供に関する苦情(ハラスメント)の受付について

(1) 当事業所における苦情(ハラスメント)の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 受付窓口 (担当者) 石川洋介 (管理者)
(解決責任者) 石川洋介 (管理者)
(第三者委員) 三輪昌子 (民生員)
与那嶺誠
- 受付時間 随時 電話 0980-56-3915 (シゲルハウス)
電話 0980-56-3881 (乙羽園)

9 運営推進会議の設置

当事業所では小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けするため、2か月に1回、運営推進会議を設置します。

10 協力医療機関、バックアップ施設

〈協力医療機関・施設〉

沖縄県県立北部病院・北部地区医師会病院・介護老人福祉施設乙羽園

11 非常火災時の対応

非常火災時には消防計画に則って対応します。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

重要事項説明者 職務 管理者
氏名 石川洋介 印

重要事項について説明を受け、内容に同意しましたので受領します。

説明・同意日 令和 年 月 日

署名・捺印 _____ 印

小規模多機能型施設

SHIGERU・HOUSE

重要事項説明書

社会福祉法人 乙羽会